

さいたま市障害者の権利の擁護に関する委員会

障害者差別解消部会（障害者差別解消支援地域協議会）について

1. 名 称

さいたま市障害者の権利の擁護に関する委員会 ※1

障害者差別解消部会（障害者差別解消支援地域協議会 ※2）

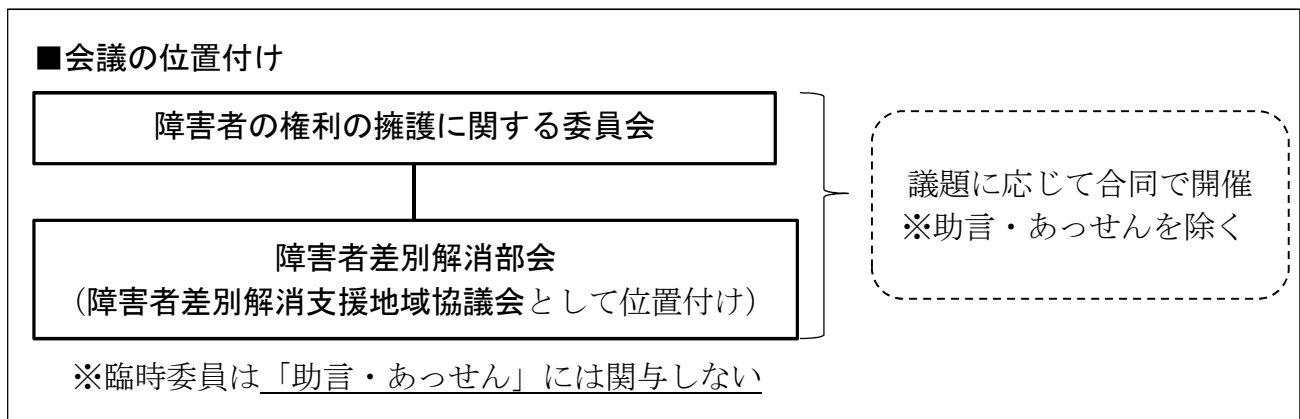
※1：さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例第15条に規定する附属機関

※2：障害者差別解消法に規定される協議会（要綱設置）

2. 運 営

障害者の権利の擁護に関する委員会及び障害者差別解消部会（障害者差別解消支援地域協議会）を合同で開催する。

ただし、臨時委員は、ノーマライゼーション条例第10条から第14条に規定する差別事案の助言あっせん等に関する調査審議を行う場合には会議に参加しない。



3. 開催日時

第1回：令和5年6月30日（金）14時から16時

第2回：令和6年1月23日（火）14時から16時

※いずれも Zoom によるオンライン会議を予定

4. 内 容（予定）

- ・ 障害者差別解消に関する周知啓発について
- ・ 障害者差別の事例検討 等

【参考】 誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例 （ノーマライゼーション条例）

第10条 障害者は、自己に対する差別が行われた事実があると認めるときは、市長に対し、委員会（第15条に規定する委員会をいう。第12条及び第13条第1項において同じ。）から当該差別に係る事案（以下「事案」という。）を解決するための助言又はあっせんが行われるよう申立てをすることができる。

2 障害者の保護者若しくは養護者又は障害者に関係する事業者若しくは関係機関は、当該障害者に対する差別が行われた事実があると認めるときは、前項の申立てをすることができる。ただし、本人の意に反することが明らかであると認められるときは、この限りでない。

3 前2項の申立ては、その事案が次の各号のいずれかに該当するときは、することができない。

(1) 行政不服審査法（昭和37年法律第160号）行政不服審査法（平成26年法律第68号）その他の法令により審査請求その他の不服申立てをすることができるものであって、行政庁の行う処分を取消し若しくは変更又は行政庁の行う事実行為（同法第2条第1項に規定する事実行為をいう。）公権力の行使に当たる事実上の行為の撤廃若しくは変更を求めるものであるとき。

(2) 申立ての原因となる事実のあった日（継続する行為にあっては、その行為の終了した日）から3年を経過しているものであるとき（その間に申立てをしなかったことにつき正当な理由があるときを除く。）。

(3) 現に犯罪の捜査の対象となっているものであるとき。

4 第1項又は第2項の申立てに係る事案が前項第3号に該当することとなったときは、当該申立ては、取り下げられたものとみなす。

（一部改正〔平成28年条例1号〕）

（事案の調査）

第11条 市長は、前条第1項又は第2項の申立てがあったときは、当該申立てに係る事実について、相談支援事業者（市から委託を受けて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第77条第1項第3号に規定する事業を行う者をいう。以下同じ。）と連携し、調査を行うことができる。この場合において、調査の対象者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。

2 市長は、正当な理由なく前項の調査を拒否した者に対して、調査に協力するよう勧告することができる。

（一部改正〔平成25年条例8号〕）

（助言及びあっせん）

第12条 市長は、前条第1項の調査の結果、必要があると認めるときは、委員会に対し、助言又はあっせんを行うことについて審議を求めるものとする。

2 委員会は、前項の審議を求められた場合において、助言又はあっせんを行うことが適当と認めるときは、事案に係る障害者、事業者その他の関係者に対し、助言又はあっせんを行うものとする。

3 委員会は、前項の助言又はあっせんのために必要があると認めるときは、事案に係る障害者、事業者その他の関係者に対し、その出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(勧告)

第 13 条 委員会は、前条第 2 項の規定により助言又はあっせんを行った場合において、差別をしたと認められる者が、正当な理由なく当該助言又はあっせんに従わないときは、市長に対し、当該差別をしたと認められる者に対して当該助言又はあっせんに従うよう勧告することを求めることができる。

2 市長は、前項の規定による求めがあったときは、前項の助言又はあっせんを受けた者に対して当該助言又はあっせんに従うよう勧告するものとする。

(公表)

第 14 条 市長は、前条第 2 項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その勧告の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、その者が正当な理由なく意見の聴取に応じないときは、この限りでない。

(委員会の設置等)

第 15 条 市長の諮問に応じ、差別に係る事項を調査審議するため、さいたま市障害者の権利の擁護に関する委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、委員 10 人以内をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

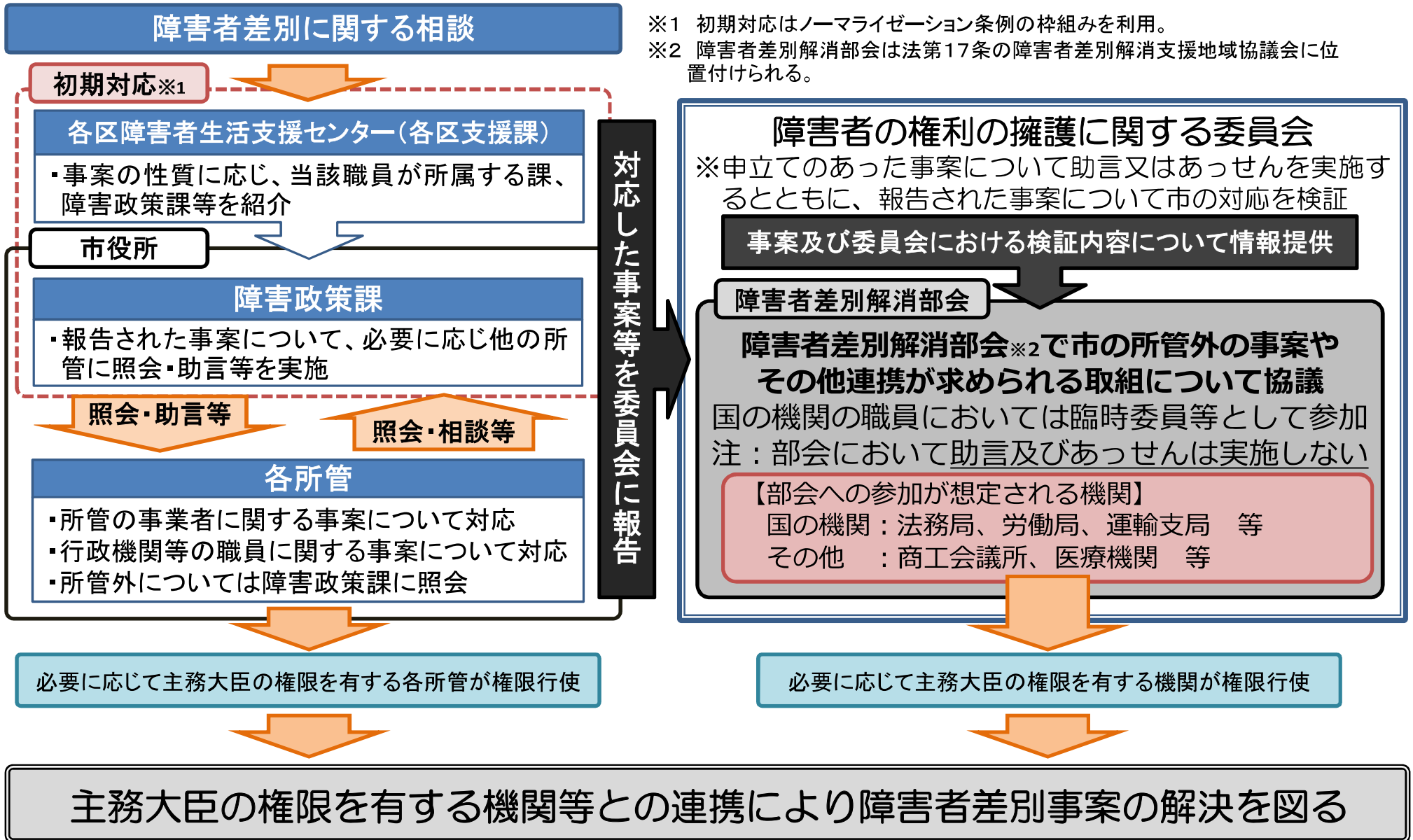
- (1) 学識経験を有する者
- (2) 障害者
- (3) 事業者の代表者
- (4) 障害者に関係する団体の代表者
- (5) 市民
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 市職員

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

法施行後における障害者差別事案の解決までの流れ



※1 初期対応はノーマライゼーション条例の枠組みを利用。

※2 障害者差別解消部会は法第17条の障害者差別解消支援地域協議会に位置付けられる。